

告 示

埼玉県告示第百十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により桶川市坂田西特定土地区画整理組合から桶川都市計画事業坂田西特定土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十一年二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司